

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会事務局布告第 1/2566 号に基づく
新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置

仏暦 2566 年（2023 年）5 月 16 日付投資委員会布告第 1/2566 号「新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置」に基づく投資奨励を効率化しかつ明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 奨励申請者の資格

1.1 恩典申請者は、仏暦 2566 年（2023 年）5 月 16 日付投資委員会布告第 1/2566 号「新たな徴税方法による影響を軽減するための投資奨励措置」に基づき定められた詳細に基づく資格を満たすこと。ただし、効率向上措置、草の根経済投資奨励措置、地域および社会開発のための投資奨励措置など、特別措置に基づき奨励を受けているプロジェクトまたは事務局が定めたプロジェクトは対象外とする。

1.2 投資委員会布告第 1/2566 号に基づき恩典申請ができるプロジェクトは以下のいずれか一つの場合における資格を有すること。

1.2.1 法人所得税免除の恩典付与対象とする業種への新規投資プロジェクトの場合

1.2.2 第 31 条または第 31/1 条に基づく法人所得税の免除期間が 1 年以上残っており、金額枠も残っており、かつ本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が公表している投資奨励対象業種である既存の被奨励プロジェクトの場合

第 2 項 奨励申請用の書類

2.1 新規投資プロジェクトの場合、奨励申請者は一般事業用投資奨励申請書（F PA PP 01）を提出すること。既存の被奨励プロジェクトの場合、奨励申請者はプロジェクト変更申請書（F PA PC 01）を提出すること。

2.2 投資委員会布告第 1/2566 号に基づく恩典変更を申請するための意向表明書

2.3 以下のような奨励申請者の資格を示す書類

2.3.1 企業グループの総収入金額（Consolidated Group Revenue）を提示するための申請前の会計期間におけるグループの最終親会社の連結財務諸表（Consolidated Financial Statement）。なお、タイ通貨に対する外貨建ての財務諸表に基づく利益の計算は、タイ中央銀行が申請前の会計期間の終了日時点で発表した、商業銀行が送金のために購入する均等割を使用しなければならない。そのレートがない場合は、タイ中央銀行が申請前の会計期間の終了日時点で発表した外国市場レートを使用しなければならない。また、その会計期間の終了日にタイ中央銀行が発表し

た為替レートがない場合は、会計期間の終了日の前にその為替レートについてタイ中央銀行が発表した最後の為替レートを使用しなければならない。

2.3.2 奨励申請者が企業グループの最終親会社でない場合は、連結財務諸表に関して一般に認められた会計原則に基づき、申請者が企業グループの最終親会社の子会社であることを示すために以下のいずれか一つの証拠を提出しなければならない。

- (1) 申請者が連結財務諸表に経営成績が含まれている子会社であることを示す企業グループの最終親会社の連結財務諸表（Consolidated Financial Statement）への注記。
- (2) 申請者が子会社であること、あるいは会社が設立された場合、申請者が子会社の地位を有することになることを証明する企業グループの最終親会社からの書類。また、株式保有構造の図を示すとともに、直接のおよび間接的な株式保有の割合を特定しなければならない。
- (3) 申請者が企業グループの最終親会社の子会社であることを示す内容がある、歳入局に提出した国別報告書（Country-by-Country Report）。
- (4) 申請する会社、中間親会社（Intermediate Parent Entity）、または企業グループの最終親会社の株主名簿の書類（BOR. OR. JOR. 5 または海外で登録された会社の場合は同様の書類を使用する）。これに企業グループの最終親会社が申請会社の株式を保有していることまたは会社が設立された時に直接のおよび間接的に合計 50% 以上の株式を保有することを示すためである。

2.3.3 奨励申請者がタイに登録されている最終親会社あるいは最終親会社を有する子会社である場合、申請者は申請者の企業グループが多国籍企業であることを示すために、企業グループが他国に設立された子会社を有することを示す企業グループの最終親会社の財務諸表への注記、外国における子会社の設立登記を示す書類、または企業グループが海外あるいは他の経済開発区に子会社を有することまたは海外あるいは他の経済開発区の恒久的施設を通じて事業を行っていることなどの証拠を添付しなければならない。

第3項 奨励付与の条件

3.1 本措置に基づく法人所得税の減税恩典が許可されたプロジェクトは法人所得税上の恩典の改定・変更はできない。また、投資委員会の布告に定められていない限り、後に他の投資奨励措置による追加恩典を申請することはできない。

3.2 本措置に基づき恩典変更の許可を受けた既存の被奨励プロジェクトは、奨励決議の通知を受けた日から 1 ヶ月以内に奨励受理回答をし、奨励証書発給に関する書類を 1 ヶ月以内に提出しなければならない。また、法人所得税の免除恩典が終了する前に奨励証書を発給しなければならない。

3.3 本措置に基づき奨励認可を受けたプロジェクトは法人所得税免除期間の終了後に、奨励申請者はそのプロジェクトを使用し、産業高度化措置（Smart and Sustainable Industry）、地域および社会開発のための投資奨励措置など既存の被奨励プロジェクトに対し奨励措置に基づく奨励申請ができる。

3.4 収入が発生した既存の被奨励プロジェクトが本措置に基づき恩典変更を申請する場合残っている法人所得税免除期間および金額枠の検討に関して、事務局は残っている期間および金額枠を以下のように検討する。

3.4.1 残っている期間および金額枠は、奨励証書に基づき受けた期間および金額枠から、実際に使用した期間および金額枠を差し引いて算出する。

3.4.2 使用した金額枠の算出は、事務局に法人所得税の免除恩典行使を申請した証拠から最新会計年度まで算出する。

3.4.3 使用した期間の算出は、プロジェクトの最初の収入が発生した日から、事務局が恩典変更のためのプロジェクト変更申請書の受理を登録する日まで算出する。

第 4 項 本措置に基づき恩典変更が許可された既存の被奨励プロジェクトの場合の恩典

4.1 第 32 条に基づき、投資から生じる利益に対し、通常税率の 50% 法人所得税を免除する。ただし、免除期間は残りの第 31 条または第 31/1 条に基づく法人所得税免除期間年数および第 35 (1) 条によってこれまで受けていた法人所得税免除期間を合わせた年数の 2 倍を超えないものとする。ただし、このふたつの免除期間は合計 10 年を超えないものとする。

4.2 第 32 条に基づく法人所得税免除期間

4.2.1 被奨励プロジェクトが最初の収入を既に得ていた場合、法人所得税免除期間は奨励証書を受領した後に収入を得た日から算出する。なお、奨励証書発給日の翌日からとする。ただし、従前のプロジェクトの奨励証書に基づく法人所得税免除の恩典は、新しい奨励証書の発行日をもって終了する。

4.2.2 被奨励プロジェクトがまだ最初の収入を得ていない場合、法人所得税免除期間は、その事業による最初の収入を得た日から算出する。なお、1 種類以上の製品があり、受けた法人所得税免除期間が異なるプロジェクトの場合、各製品の最初の収入を得た日が同じ日ではなくても、全製品の法人所得税免除期間の算出を同様にプロジェクトの最初の収入を得た日からとする。

4.3 他の恩典は、これまで投資奨励を受けていたプロジェクトの残りに対し同様に受けることができる。ただし、残りの第 31 条の第 4 段落、第 31/1 条の第 3 段落および第 34 条に基づく法人所得税の免除恩典に関連する恩典は除く。

4.4 既存の被奨励プロジェクトに法人所得税の免除恩典が異なる 1 種類以上の製品がある場合、奨励申請者は、同奨励証書の下で第 32 条に基づく法人所得税の減税恩典を受けるために特定の種類の製品を選択し、第 31 条または第 31/1 条に基づく法人所得税の免除恩典を引き続き受けるために一部の種類の製品を残すことはできない。ただし、第 32 条に基づく法人所得税の減税恩典を受ける製品の種類には、法人所得税の免除期間が 1 年以上残っておりかつ金額枠も残っていなければならない。各種類の製品は、第 4.1 項に定められた基準に従い法人所得税の減税恩典を受け、第 4.2 項の基準に基づきすべての種類の製品に対し同時に第 32 条に基づく法人所得税の減税期間を数え始めること。

法人所得税の免除期間が 1 年未満残っているか、法人所得税の免除恩典が終了した種類の商品に関しては、新しい奨励証明書が発給された後に、被奨励者は、その種類の製品の第 35 (1) 条に基づく残りの法人所得税の免除恩典および法人所得税の減税恩典を受けられなくなる（あれば）。

4.5 既存の被奨励プロジェクトが生産を明確に分離できる 1 種類以上の製品または一つ以上の生産ラインを有する場合、恩典形態の変更を申請する部分および残りの部分が含まれるプロジェクトの要綱が投資奨励付与の従来条件を満たしていれば、申請者は、法人所得税減税の対象となる恩典変更を申請するために、特定の種類の製品またはプロジェクトの一部を使用することを選択できる。事務局は恩典形態の変更対象となる製品またはプロジェクトの一部に限り新しい奨励証書を発給し、恩典の変更を申請しない製品あるいはプロジェクトの部分のみに元の奨励証書を改定する。なお、恩典は以前と同様に付与される。

第 5 項 本措置に基づき奨励が認可された新しく投資奨励を申請するプロジェクトの場合の恩典

5.1 第 32 条に基づき、投資から生じる利益に対し、通常税率の 50% で法人所得税を免除する。ただし、仏暦 2565 年（2022 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 8/2565 号および仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号に基づき、第 31 条および第 31 条/1 に基づく法人所得税の免除期間と第 35 条 (1) に基づく法人所得税の減税期間を合わせた期間の 2 倍を超えないものとする。ただし、このふたつの免除期間は合計 10 年を超えないものとする。

5.2 他の恩典は、投資委員会布告第 8/2565 号および投資委員会布告第 9/2565 号に基づき受けられるものとする。ただし、残りの第 31 条の第 4 段落、第 31/1 条の第 3 段落および第 34 条に基づく法人所得税の免除恩典に関連する恩典は除く。

5.3 奨励を申請するプロジェクトに投資委員会布告第 8/2565 号および投資委員会布告第 9/2565 号に基づき法人所得税の免除恩典が異なる 1 種類以上の製品がある場合、各種類の製品は、第 5.1 項に定められた基準に従い法人所得税の減税恩典を受けられる。奨励申請者が同奨励証書の下で第 32 条に基づく法人所得税の減税恩典を受けるために特定の種類の製品を選択し、第 31 条または第 31/1 条に基づく法人所得税の免除

恩典を引き続き受けるために一部の種類の製品を選択することは認められない。なお、各製品の収入が発生した日が同じではなくても、プロジェクトの最初の収入が発生した日からすべての種類の製品に対し同時に第 32 条に基づく法人所得税の減税期間で起算する事。

以上、お知らせする。

(署名)

投資委員会事務局

仏暦 2567 年 (2024 年) 7 月 31 日